

山梨県公報

第四百三十五号

令和五年

十二月十八日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始……………七一一

公告

○土地改良区役員の就任……………七一一

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………七一一

告示

山梨県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市名取字中河原三二二番一 地先から 甲斐市富竹新田字伊勢河原一五 〇八番一二地先まで	五八六・〇	令和五年十二 月二十二 日

公告

- 土地改良区役員の就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
- 令和五年十二月十八日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	荻野 敏	南アルプス市寺部二千六十六番地	令和五年九月二十九日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、水産動植物の保護を図り、漁業権の行使を適切にするため、オオクチバス漁業の免許を受けた漁業協同組合は、当該免許に係る湖におけるオオクチバス漁業について次のとおり取り扱わなければならない。

令和五年十二月十八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 逸出防止措置

当該湖外の水系と接続する水路(流出水路に限る。)との接続部に、オオクチバスが容易に逸出できない構造の網を三重に施すこと。ただし、当該水路又は当該水路と当該湖の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合はこの限りでない。

2 取扱方法

オオクチバスの取扱方法は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号)第九条第一項の規定により定められた第五種共同漁業権に係る特例を定める件(平成十七年農林水産省・環境省告示第五号)第二条第三号ロ、ハ、ニ、へ及びトの例によること。

3 調査の実施

当該湖における魚族への影響を定期的に調査すること。

4 ロードマップに基づく取り組みの実施と報告

オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ（令和五年八月二十九日山梨県ホームページで公表）に基づく取り組みを実施するとともに、ロードマップに記載した項目ごとの取り組み結果を取りまとめた報告書を年度ごとに四月末までに提出すること。

5 増殖量

毎年度のオオクチバス増殖量は、ロードマップに記載した手法別の数量を上限とする。なお、増殖量を変更する場合は委員会との協議を行うこと。

二 指示の期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、山梨県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取扱いを次のとおり制限する。

令和五年十二月十八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

山梨県内においてオオクチバス及びブルーギルを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面。ただしオオクチバスの場合に限り、山中湖、河口湖、西湖を除く。

三 指示の期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで